

「インターネットの自由と不自由」
(報告の成果と課題)

2017 年 7 月 8 日

慶應義塾大学大学院法務研究課 非常勤講師
佐藤 真紀

本報告では、インターネットにかかる法令の解説ではなく、インターネットの自由を構成するそれぞれの権利(特にプライバシー権と個人データ保護権に注目)がどのような特徴をもち、これまでどう発展してきたかを通して、規制の内容を評価し、現状の問題を明らかにした。

インターネットでやり取りされるデータ、その蓄積であるビッグデータがどのような経済活動を生み出し、それを介して私たちの生活にどんな影響を与えるのか、それらを踏まえて、競争法のこれまでの手法で対応できるのか、競争当局および規制当局はどうすべきかを問う。現在または将来、どのようなインターネットにかかるルールが必要になるのかは、インターネットの自由を構成する権利とサイバー空間における経済活動によるものである。そのため、すでに当たり前となったインターネットの特性に返り、今一度、現在の私たちにとってインターネットの自由とは何か、この報告がインターネットの不自由とは何かを考えてもらう機会となることを期待する。

インターネットの情報やコミュニケーションがマスコミをも時に超えるような政府をも揺るがす影響力を持つことはもはや疑いようがない。民主主義にとっても欠くことのできないツールとなっている。本格的な IOT の時代を向かえ、ありとあらゆるデバイスがインターネットにつながり、サイバー空間はますます広がりを見せ、そこでの選択がオフラインにおける行動を決定付け、バーチャルとリアルとの境は曖昧になっていくかもしれない。

インターネットの自由を構成する権利は、イノベーションにより新たなサービスやデータの収集が可能になる度に発展し、新たな権利を生み出していくだろう。それらを保護するため、またビッグデータ時代の情報の圧倒的な格差により新たな問題を生じさせないためにも、各国政府が協調しつつも直接の介入を最小限度とした「協調と自立」のルールを考えていかなければならない。

以上